

社団法人日本病院薬剤師会常勤役員規程

(目的)

第 1 条 本規程は、社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款第 18 条「ただし書」及び定款細則第 14 条に規定する事項について定めることを目的とする。

(常勤役員の種類)

第 2 条 会務の遂行上必要と認められた場合、会長、副会長及び常務理事は常勤となることができる。

2 専務理事は常勤とする。

3 常勤役員は 3 名以内とする。ただし、常勤副会長は 1 名以内とする。

(常勤会長)

第 3 条 常勤会長になろうとする者は、立候補時にその旨を明らかにしなければならない。

2 立候補時において任期途中で常勤会長になる予定がある場合、会長立候補者は予め代議員会の承認を得なければならない。

(常勤副会長)

第 4 条 常勤会長がいるとき、副会長は常勤となることができない。

2 常勤副会長は、代議員会が会務の遂行上必要と認めた場合、会長が副会長の 1 名を指名する。

3 会長の指名により任期途中で常勤副会長になろうとする者は、代議員会の承認を得なければならない。

(専務理事及び常勤常務理事)

第 5 条 専務理事及び常勤常務理事は、会長が会務の遂行上必要と認めた場合、会長が指名する。

2 専務理事及び常勤常務理事は代議員会の承認を得なければならない。

(任期及び年齢制限)

第 6 条 常勤会長及び常勤副会長の任期は 2 期 4 年を限度とし、任期中に満 71 歳を超えないこととする。

2 専務理事及び常勤常務理事の任期は 1 期 2 年とし、会長が指名する。

3 専務理事及び常勤常務理事は 70 歳に達した年の年度末をもって定年とする。

(報酬)

第 7 条 報酬とは、常勤役員の基本報酬、退職金及び功労金をいう。

(基本報酬)

第 8 条 常勤役員の基本報酬額は別表 1 によるものとする。

2 会務遂行のために所属組織を退職して常勤役員となった場合、所属組織で定められている定年までの期間は現給を保証する。ただし、満 65 歳を限度とし、それ以後は本会の規程によるものとする。

(退職金)

第 9 条 常勤役員退職金の額は別表 2 によるものとする。

(功労金)

第 10 条 常勤役員退職時に功労金を支給することができる。

2 功労金の額は別表3によるものとする。

(審査会)

第11条 報酬に関する事項を審査するため、常勤役員報酬審査会（以下、審査会という）を置く。

第12条 審査会委員は代議員とし、本会定款細則第22条別表1に定める各地区より1名を選び、会長が委嘱する。

第13条 審査会は会長の諮問に基づき、基本報酬、退職金及び功労金の額並びに功労金の支給の有無について審議を行い答申する。

2 前項の諮問は役員改選前に行う。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は代議員会において行うことができる。

附 則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員に関する規程」（平成13年2月10日）及び「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員報酬規程」（平成13年2月10日）は廃止する。

別表1（第8条第1項関係）

報酬	
1 常勤会長	1,000万円
2 常勤副会長	900万円
3 専務理事	800万円
4 常勤常務理事	700万円

但し、月額報酬は年報酬額の12分の1を支給する。

別表2（第9条関係）

退職金（任期1年あたり）	
1 常勤会長	60万円
2 常勤副会長	55万円
3 専務理事	50万円
4 常勤常務理事	40万円